

本協会の自主規制規則の見直しに関する提案の募集について

平成 27 年 4 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成 22 年 6 月 29 日）における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、平成 23 年 1 月 18 日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめたところである。

上記基本的考え方において「定期的（年 1 回程度）に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管分科会等において審議を行い、見直しを行う。」ことが謳われたことを踏まえ、本年度においても、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集する。

2. 募集方法

（1）募集対象

協会員及び協会ホームページを通じて幅広い関係者等に意見募集

（2）募集内容

本協会の自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則及び関連するガイドライン等の見直し等に関する提案

（3）募集期間

平成27年 4 月21日（火）から 5 月20日（水）まで

（4）提出方法

別表様式に提案内容を記載のうえ、自主規制企画部あてに電子メールにて提出

3. 今後の検討手順・スケジュール

時期	検討手順・スケジュール
平成 27 年	
4 月 21 日 ～ 5 月 20 日	○「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集期間 (協会員通知及びホームページに掲載)
6 月	○協会事務局において提案を整理・検討 ○協会事務局が「課題整理 (仕分け表)」作成 (重要項目は、当面の主要課題に反映)
7 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討計画」を報告・公表
12 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討結果」を報告・公表
平成 28 年	
1 月	○各所管分科会において「規則改正案のパブコメ実施」を審議・公表 ○自主規制会議において「規則改正案のパブコメ実施」を報告
2 月	○自主規制会議、各所管分科会において「規則改正案」を審議・公表
4 月	○規則改正施行

※平成 28 年度以降も、上記のスケジュールに沿って年 1 回を目処に実施する。

平成 26 年度における自主規制規則の見直しについて

平成 27 年 4 月 21 日

	提案事項		結果
1	非対面取引（コールセンターやインターネット）においても高齢顧客の適合性を確認するなど、明確化すること。 【「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」】	⇒	検討中 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告を受けた検討事項（①高齢者ガイドラインの対象となるインターネット取引、②本人確認、③ウェブサイト上における表示（広告））について所管ワーキング・グループにおいて、検討中である。
2	高齢顧客が取引を行ったことについての認識を確認するために行う「約定結果の確認・連絡」について見直しを行うこと。 【「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」】	⇒	所管ワーキング・グループにおいて検討中。 なお、「約定結果の確認・連絡」に関し、高齢顧客から要望を受けた際の実務対応については、平成 27 年 3 月 31 日に協会員通知を行った。
3	「広告等に関する指針」の「表示することが望ましい事項」を変更すること。 【「広告等に関する指針」】	⇒	対応済 「『広告等の表示及び景品類の提供に関する規則』等の見直しに関するワーキング・グループ」において検討した結果、見直し提案は「表示することが望ましい事項」の変更であり、各社の裁量に委ねられていることから、「広告等に関する指針」の改正は行わないとの結論に至った。
4	顧客資産の分別管理に係る外部監査の実効性の向上を図ること。 【「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」】	⇒	検討中 「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」において、「分別管理監査については、その規則等に関し、証券業務の実態に即した見直しを行った上で、『法令遵守に関する検証業務』に統一することが望ましい」旨、自主規制会議に提言することを取り

			まとめた。
5	「有価証券の引受け等に関する規則」について、目論見書の作成を要しない株券等及び社債券の募集又は売出しの引受けに関しては、第33条及び第36条第1項を除き適用されないと解されるが、反社会的勢力排除のための規定についても適用対象とするよう、見直しを行うこと。 【有価証券の引受け等に関する規則】	⇒	対応済 平成22年12月20日「引受け時における反社会的勢力排除のための『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正に関するQ&A」において、目論見書を作成しない売出しであっても反社確認を行う必要がある旨を明示しており、引き続きこの考え方に基づいて運用することとする。
6	株券等の募集の引受け時の資金使途の確認及び公表において、M&Aを資金使途とする場合の現行規則を見直すこと。 【有価証券の引受け等に関する規則】	⇒	対応済 現行規制は、一般的にM&Aは、他の資金使途と比べて実現の不確実性が高いことから、投資家に対して説明責任を果たすために代替使途の公表を求める必要があるために導入されたものであり、規則の見直しは行わないとの結論に至った。
7	国内公募エクイティオフアリングのブックビルディング手続きにおいてPOT方式を導入すること。 【「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則】	⇒	検討中 「引受けに関するワーキング・グループ」において検討した結果、オフアリングの個別案件の状況に応じ、機関投資家へのPOT方式の採用が可能となるよう、引き続き、同ワーキング・グループにおいて、POT方式における需要申告について、本協会の「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則で禁止している需要の重複申告との関係を整理することとされた。
8	昨今の相場操縦事件を踏まえた売買審査基準の見直しを行うこと。 【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】	⇒	検討済 本協会の定める基準はミニマムスタンダードであり、各社が証券取引等監視委員会及び証券取引所と連携を密にしながら、売買審査の実効性・効率性をより高めていくための方策について引き続き検討する、との結論に至った。

日証協（エ）26 第 236 号
平成 27 年 3 月 31 日

内部管理統括責任者 殿
引受担当責任者 殿
引受審査担当責任者 殿

日 本 証 券 業 協 会
執行役 自主規制本部長 山内 公明

新規公開の品質向上に向けた対応のお願い

本日の株式会社日本取引所グループの定例記者会見において、「最近の新規公開を巡る問題と対応について」の発表が行われておりますが、本件に関し、別添のとおり、株式会社東京証券取引所代表取締役社長及び日本取引所自主規制法人理事長より、「新規公開の品質向上に向けた対応のお願い」として、本協会会長宛に通知がございました。

つきましては、貴社担当役職員に周知方お取り計らいくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各会員におかれましては、別添の内容について十分ご理解いただき、株式会社東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人による対応についてご協力いただくとともに、新規公開に際しての引受審査が本協会「有価証券の引受け等に関する規則」等に定めるところにより適切に行われますよう、改めてご確認のほど、お願い申し上げます。

以 上

○本件に関するお問合せ先：エクイティ市場部（Tel：03 - 3667 - 8647）

<添付資料>

別添：「新規公開の品質向上に向けた対応のお願い」

東 証 上 場 第 21 号
2015 年 3 月 31 日

日本証券業協会

会長 稲野 和利 殿

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭
日本取引所自主規制法人
理事長 佐藤 隆文

新規公開の品質向上に向けた対応のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素より、当取引所の有価証券市場の公正かつ円滑な運営に、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、新規公開を通じた成長企業への円滑な資金供給は、我が国の経済・産業の活性化に欠かせない証券市場の重要な機能です。

我が国における新規公開の動向は、市場関係者の不断の取組みにより、金融危機後の著しい低迷状況を脱し回復傾向にあります。

しかしながら、大変残念なことに、最近、新規公開会社の経営者による不適切な取引など、新規公開に対する株主・投資者の信頼を損ないかねない事例が散見されます。こうした事例の発生は、今後の新規公開ひいては成長企業への円滑な資金供給に水を差しかねないものであり、決して看過できるものではありません。

そこで、当取引所及び当法人としては、こうした最近の事例を踏まえ、新規公開の品質を向上して株主・投資者の信頼を確保し、もって証券市場の機能の健全な発揮を促していく観点から、速やかに以下の対応を講ずることとします。

1. 新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応

- 経営者の不適切な取引について、上場審査を強化
- 上場申請会社の経営者・社外役員等に対して、不適切な取引防止のための啓発セミナーを実施

2. 上場直後の業績予想の大幅な修正への対応

- 上場時に公表される業績予想について、前提条件やその根拠の適切な開示を要請（上場直後に業績予想の修正開示を行う場合には、それらに関する特に丁寧な説明を要求）

3. 上場時期の集中への対応

- 上場予定時期について、東証における集計及び周知を通じて全体日程を共有し、集中緩和を要請

※ 昨年は、年間計 80 社のうち 28 社の上場が 12 月に集中

なお、上記対応に際しては、当取引所又は当法人から新規公開会社の主幹事証券会社との間で対応状況等について情報交換をさせていただくことも想定しております。

貴協会におかれましては、協会員たる引受証券会社に上記対応をご周知いただき、当取引所又は当法人の対応への協力方をお呼びかけくださいますようお願い申し上げます。

また、上記対応の実効性の確保には、引受証券会社における適切な上場指導及び引受審査の実施を欠くことができません。貴協会では、新規公開における引受審査に際し、経営者の法令遵守に対する意識や、利益計画の策定根拠の妥当性などについて厳正な審査を行うよう引受証券会社に求めておられますので、昨今の動向を踏まえ、引き続きお取り組みくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成27年3月度月次速報版）

平成27年4月21日
証券・金融商品あっせん相談センター

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度 同月比	当年度 (4～3月) 累 計	前年度 (4～3月) 累 計
相 談	528	481	574	430	566	856	+67%	7,106	5,161
苦 情	46	37	65	50	30	39	▲32%	540	842
あっせん	7	8	4	5	18	11	+83%	101	128

【コメント】

- 平成27年3月中の受付件数 … 前月比で「相談」が290件増、「苦情」が9件増、「あっせん」が9件減
- 内容別の内訳 … 「相談」では「取引制度に関する相談」が最も多い(447件(構成比52.2%))
「苦情」では「勧誘に関する苦情」が最も多い(17件(構成比43.6%))
「あっせん」は、「勧誘に関する紛争」が7件、「売買取引に関する紛争」が4件であった
- 商品別の内訳 … 「相談」「苦情」「あっせん」を通して、「株式」が最も多い(全体の50.3%)
次いで、「投信」(全体の21.2%)、「債券」(全体の8.7%)の順

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成27年3月度月次速報版）

平成27年4月21日
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	26年度 下期累計	下期月平均 (累計／月数)
相 談	528	481	574	430	566	856	3,435	572.5
取引制度に関する相談	251	239	269	214	271	447	1,691	281.8
勧誘に関する相談	48	36	47	40	46	84	301	50.2
売買取引に関する相談	85	85	105	77	85	107	544	90.7
事務処理に関する相談	102	82	117	77	121	137	636	106.0
その他の相談	42	39	36	22	43	81	263	43.8
苦 情	46	37	65	50	30	39	267	44.5
勧誘に関する苦情	20	11	29	16	14	17	107	17.8
売買取引に関する苦情	18	8	16	18	8	13	81	13.5
事務処理に関する苦情	5	15	15	10	5	7	57	9.5
その他の苦情	3	3	5	6	3	2	22	3.7
あっせん	7	8	4	5	18	11	53	8.8
勧誘に関する紛争	6	4	4	4	15	7	40	6.7
売買取引に関する紛争	1	3	0	1	2	4	11	1.8
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	1	0	1	0.2
その他の紛争	0	1	0	0	0	0	1	0.2

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 26年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	26年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	787	687	725	594	433	445	3,671	611.8
取引制度に関する相談	390	326	377	274	242	231	1,840	306.7
勧誘に関する相談	79	56	42	45	30	29	281	46.8
売買取引に関する相談	118	119	125	112	61	69	604	100.7
事務処理に関する相談	134	133	127	129	72	83	678	113.0
その他の相談	66	53	54	34	28	33	268	44.7
苦 情	43	53	54	37	34	52	273	45.5
勧誘に関する苦情	18	14	19	15	14	19	99	16.5
売買取引に関する苦情	15	29	21	11	11	14	101	16.8
事務処理に関する苦情	7	7	11	7	6	11	49	8.2
その他の苦情	3	3	3	4	3	8	24	4.0
あっせん	9	11	5	10	8	5	48	8.0
勧誘に関する紛争	8	11	5	8	5	4	41	6.8
売買取引に関する紛争	1	0	0	2	3	1	7	1.2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	25年度 累計	24年度 累計	23年度 累計
相 談	5,161	4,496	4,358
取引制度に関する相談	2,147	1,351	1,309
勧誘に関する相談	766	1,387	1,365
売買取引に関する相談	1,084	767	802
事務処理に関する相談	601	465	388
その他の相談	563	526	494
苦 情	842	904	1,205
勧誘に関する苦情	294	470	692
売買取引に関する苦情	351	240	286
事務処理に関する苦情	135	112	134
その他の苦情	62	82	93
あっせん	128	208	308
勧誘に関する紛争	87	176	267
売買取引に関する紛争	35	26	35
事務処理に関する紛争	3	6	6
その他の紛争	3	0	0

(単位:件)

25年度 月平均	24年度 月平均	23年度 月平均
430.1	363.2	341.6
178.9	109.1	123.9
63.8	113.8	81.2
90.3	66.8	47.3
50.1	32.3	37.8
46.9	41.2	51.4
70.2	100.4	84.1
24.5	57.7	41.5
29.3	23.8	21.4
11.3	11.2	11.8
5.2	7.8	9.4
10.7	25.7	19.9
7.3	22.3	15.3
2.9	2.9	3.9
0.3	0.5	0.3
0.3	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(27年3月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	3月度 合計
相 談	433	74	174	8	4	0	163	856
取引制度に関する相談	212	26	90	4	4	0	111	447
勧誘に関する相談	29	20	32	1	0	0	2	84
売買取引に関する相談	69	13	20	1	0	0	4	107
事務処理に関する相談	84	7	17	1	0	0	28	137
その他の相談	39	8	15	1	0	0	18	81
苦 情	18	5	14	1	1	0	0	39
勧誘に関する苦情	6	3	7	1	0	0	0	17
売買取引に関する苦情	8	2	2	0	1	0	0	13
事務処理に関する苦情	4	0	3	0	0	0	0	7
その他の苦情	0	0	2	0	0	0	0	2
あっせん	5	0	4	1	1	0	0	11
勧誘に関する紛争	3	0	3	1	0	0	0	7
売買取引に関する紛争	2	0	1	0	1	0	0	4
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成26年度(平成26年4月～27年3月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	3,266	636	1,510	38	25	6	1,625	7,106
取引制度に関する相談	1,506	264	756	15	11	3	976	3,531
勧誘に関する相談	189	137	227	6	7	3	13	582
売買取引に関する相談	678	137	269	12	4	0	48	1,148
事務処理に関する相談	679	47	154	3	2	0	429	1,314
その他の相談	214	51	104	2	1	0	159	531
苦 情	254	102	145	12	11	1	15	540
勧誘に関する苦情	66	64	64	5	5	1	1	206
売買取引に関する苦情	105	19	49	4	5	0	0	182
事務処理に関する苦情	59	15	20	2	1	0	9	106
その他の苦情	24	4	12	1	0	0	5	46
あっせん	43	25	23	2	6	1	1	101
勧誘に関する紛争	32	21	21	1	5	1	0	81
売買取引に関する紛争	11	4	1	1	1	0	0	18
事務処理に関する紛争	0	0	1	0	0	0	0	1
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	1	1

3. 男女別処理状況(27年3月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	3月度 合計
相 談	471	364	21	856
取引制度に関する相談	238	200	9	447
勧誘に関する相談	41	39	4	84
売買取引に関する相談	54	50	3	107
事務処理に関する相談	75	57	5	137
その他の相談	63	18	0	81
苦 情	22	15	2	39
勧誘に関する苦情	8	8	1	17
売買取引に関する苦情	6	6	1	13
事務処理に関する苦情	6	1	0	7
その他の苦情	2	0	0	2
あっせん	5	4	2	11
勧誘に関する紛争	4	2	1	7
売買取引に関する紛争	1	2	1	4
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成26年度(平成26年4月～27年3月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	3,794	3,127	185	7,106
取引制度に関する相談	1,880	1,553	98	3,531
勧誘に関する相談	276	283	23	582
売買取引に関する相談	610	511	27	1,148
事務処理に関する相談	709	575	30	1,314
その他の相談	319	205	7	531
苦 情	304	227	9	540
勧誘に関する苦情	107	92	7	206
売買取引に関する苦情	102	78	2	182
事務処理に関する苦情	71	35	0	106
その他の苦情	24	22	0	46
あっせん	40	48	13	101
勧誘に関する紛争	31	39	11	81
売買取引に関する紛争	9	7	2	18
事務処理に関する紛争	0	1	0	1
その他の紛争	0	1	0	1

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成27年3月）について

平成27年4月21日

日本証券業協会

【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

1. 平成27年3月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

○ 【図表1】のとおり、平成27年3月中に受理した全通報件数は117件。

1営業日当たりの平均通報件数は約5件。3月は通報件数が200件を下回ったものの、依然として注意が必要です¹。

(2) 購入・取引を勧誘された商品

① 【図表1】のとおり、平成27年3月中において最も多かったのは、「その他」の60件（51.3%）²。

② 「その他」は、例えば、被害者を投資話に絡んだ犯罪やトラブルの当事者に仕立て上げ、その解決のための金銭を要求するもの。手口は時々刻々と変化し、多様化。

③ 安易に相手の言うことを信用せず、支払いをする前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

(3) 被害の金額

① 全通報件数117件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは12件（10.3%）。

② 被害の金額は、合計で約7033万円。

③ 【図表2】のとおり、商品別の被害総額で最も大きかったのは、「その他」の約4193万円（59.6%）³。

④ 被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均被害金額は約586万円。

⑤ 最大の被害金額は2700万円（保有する未公開株の払戻しを持ち掛けられ、

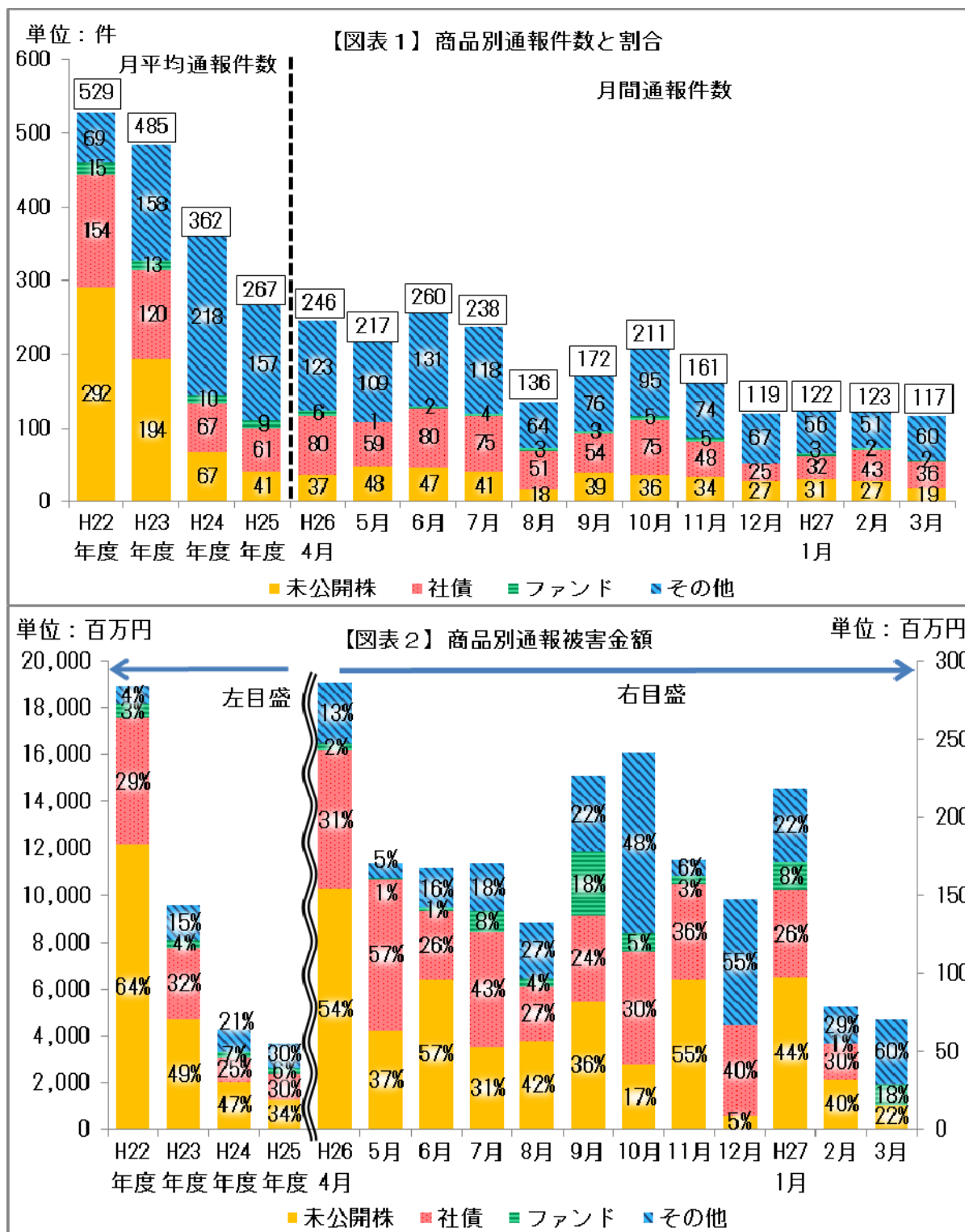
¹ 去る平成27年4月1日、警察庁では、「平成27年2月の特殊詐欺認知・検挙状況等について」を公表しています（<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm#sousa>）。ここでは、平成27年1月～2月における特殊詐欺全体の被害総額が約73億円（前年同期比0.3%減）となり、このうち未公開株等詐欺を含む金融商品等取引名目の被害総額が約11億円（同58.6%減）であったことが紹介されています。

² 「その他」60件のうち、33件（55.0%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

³ 「その他」約4193万円のうち、2853万円（68.0%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

その費用を支払ってしまったとの通報)。

- ⑥ 被害金額の合計は時期によって大きく変化しますが、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりありません。
- ⑦ 万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支うことには十分慎重になるべきです。



(4) 勧誘・詐取の手段

- ① 勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接対面しない形での勧誘がほとんど。
- ② 実際にお金を支払ってしまう場面が多いのが現金の郵便や宅配便での送付です。なお、現金を現金書留以外の郵便や宅配便で送付することは禁じられています。⁴
- ③ お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

(5) 通報者の属性

- ① 通報者の年齢で分類すると、60歳以上が約84.5%。そのうち一人暮らしは25.0%。
- ② 通報者の居住地で分類すると、東京・大阪・愛知やその近郊が上位（別紙参照）、今月は東京都からの通報が最多。
- ③ 大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていると推測されます。
- ④ 一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうと言われています。
- ⑤ お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うことが重要です。
- ⑥ 万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談を。

⁴ 警察庁や国民生活センターにおいても同様の注意喚起がなされています。

○警察庁

「その宛先は大丈夫ですか？」（実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所）
(http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf)

○国民生活センター

「宅配便でお金を送らないで！—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—」
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321_2.html)

2. 最近の手口

最近「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられている通報に見られる手口をご紹介します。

通報者Aさん（地方在住で一人暮らし）のもとに弁護士を名乗る者から「あなたの息子が未公開株でトラブルを起こした。示談のためのお金をすぐに用意しないと裁判になる。」と連絡が入り、Aさんが「どうしたらよいか。」と聞くと、「現金を持って東京に来てほしい。」と指示された。

- ある日、弁護士を名乗る者から「あなたの息子が未公開株のトラブルを起こした。このままだと裁判になる。」と、家族が未公開株のトラブルの当事者となっていると電話がかかってきます。
- 続けて、弁護士を名乗る者はトラブルの解決策を提示して、「示談のためにお金が必要だ。」などと金銭を要求してきます。
- このような手口では、一人暮らしの通報者に、「離れて暮らす家族が未公開株で問題を起こした。」など、架空の話を持ち掛け、通報者が動揺したところで、解決策を提示し、お金をだまし取ろうとしているものと思われます。
- また、仕立て上げるトラブルの種類も「インサイダー取引の疑いがかけられている」や「名義貸しを行った」、「買うといったのに送金がない」など、様々な種類が見受けられますので注意が必要です。
- なお、お金の授受の方法としては、郵送や宅急便などでお金を送付させる手口が大半を占めていますが、最近では、今回の手口のように、地方に在住するお年寄りを中心に、飛行機や新幹線で上京するよう指示し、現金を手渡しさせるケースが増加しています。
- 弁護士などを名乗る者から離れて暮らす家族が未公開株でトラブルを起こしたと伝えられても、落ち着いて身近な人や家族に直接相談すること、また、離れて一人暮らしをしている家族がいる方は、最近このような詐欺の手口があることをお知らせすることが被害防止につながります。
- こうした話を持ち掛けられた場合、お金を用意することなどは一切せず、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにしてください。⁵

⁵詳しくは、本協会ホームページ「“必ずもうかる”詐欺、こんなところにご用心！」
(http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/moukaru_teguchi.html)

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供⁶、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

また、近年は、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行っているほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けています。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者⁷や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。⁸

⁶ http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html

⁷ 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

⁸ 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書⁹では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成27年3月までの5年間に約2万1千8百件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 広報部 (電話：03-3667-8528)

⁹ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

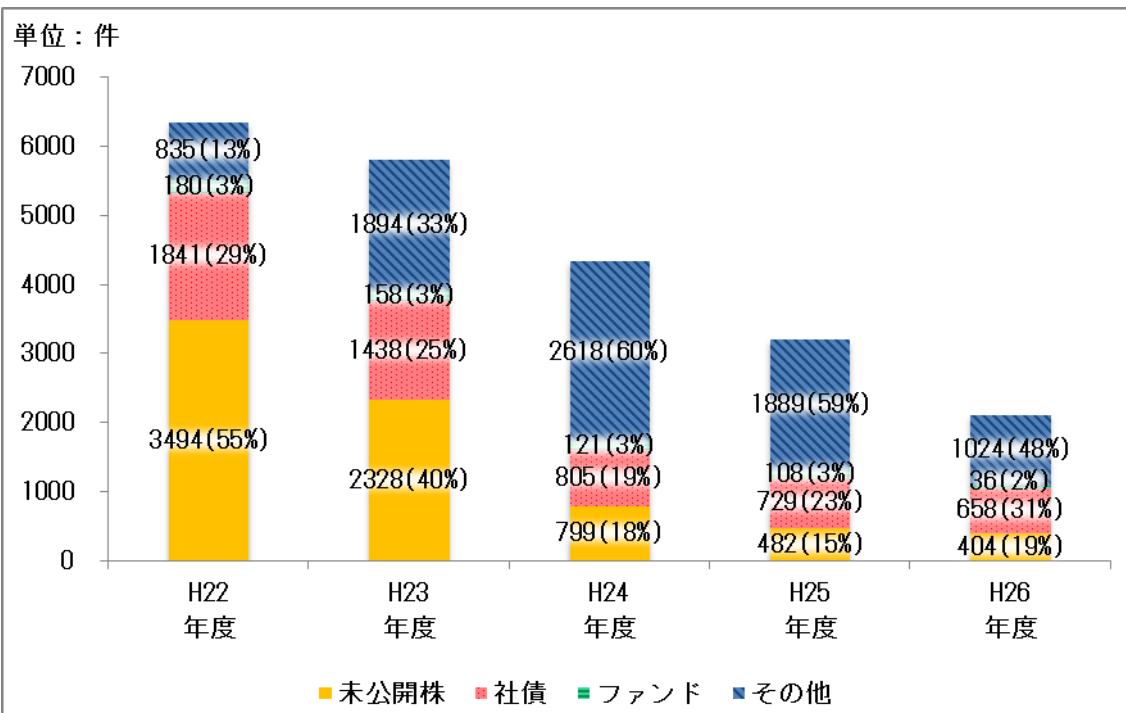
総通報件数 117 件 (平成 27 年 3 月)

通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	1	0.85	滋賀県	2	1.71
青森県	1	0.85	京都府	1	0.85
岩手県	0	0.00	大阪府	7	5.98
宮城県	5	4.27	兵庫県	10	8.55
秋田県	2	1.71	奈良県	0	0.00
山形県	1	0.85	和歌山県	3	2.56
福島県	2	1.71	鳥取県	0	0.00
茨城県	4	3.42	島根県	0	0.00
栃木県	1	0.85	岡山県	8	6.84
群馬県	2	1.71	広島県	4	3.42
埼玉県	5	4.27	山口県	1	0.85
千葉県	5	4.27	徳島県	1	0.85
東京都	20	17.09	香川県	3	2.56
神奈川県	10	8.55	愛媛県	1	0.85
新潟県	4	3.42	高知県	0	0.00
富山県	0	0.00	福岡県	2	1.71
石川県	0	0.00	佐賀県	0	0.00
福井県	0	0.00	長崎県	0	0.00
山梨県	1	0.85	熊本県	0	0.00
長野県	0	0.00	大分県	0	0.00
岐阜県	1	0.85	宮崎県	0	0.00
静岡県	2	1.71	鹿児島県	1	0.85
愛知県	3	2.56	沖縄県	0	0.00
三重県	3	2.56	不明	0	0.00

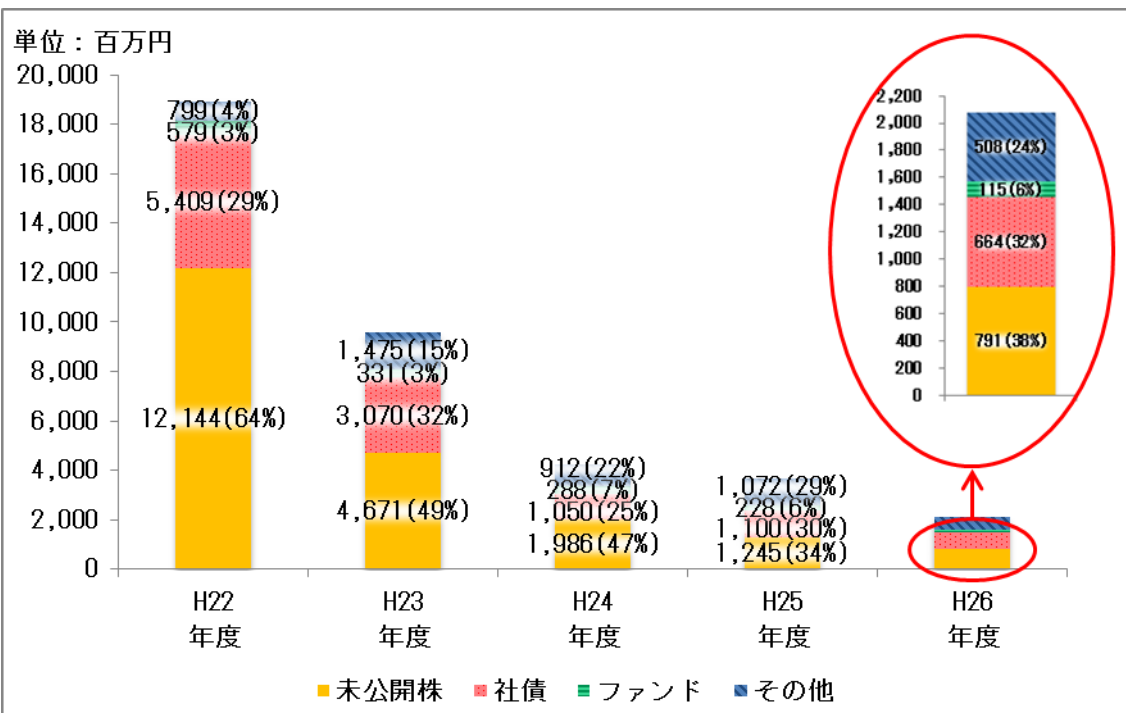
「未公開株通報専用コールセンター」通報状況
 (平成22年4月~平成27年3月)について

総通報件数：21841件 被害総額：384億3689万円

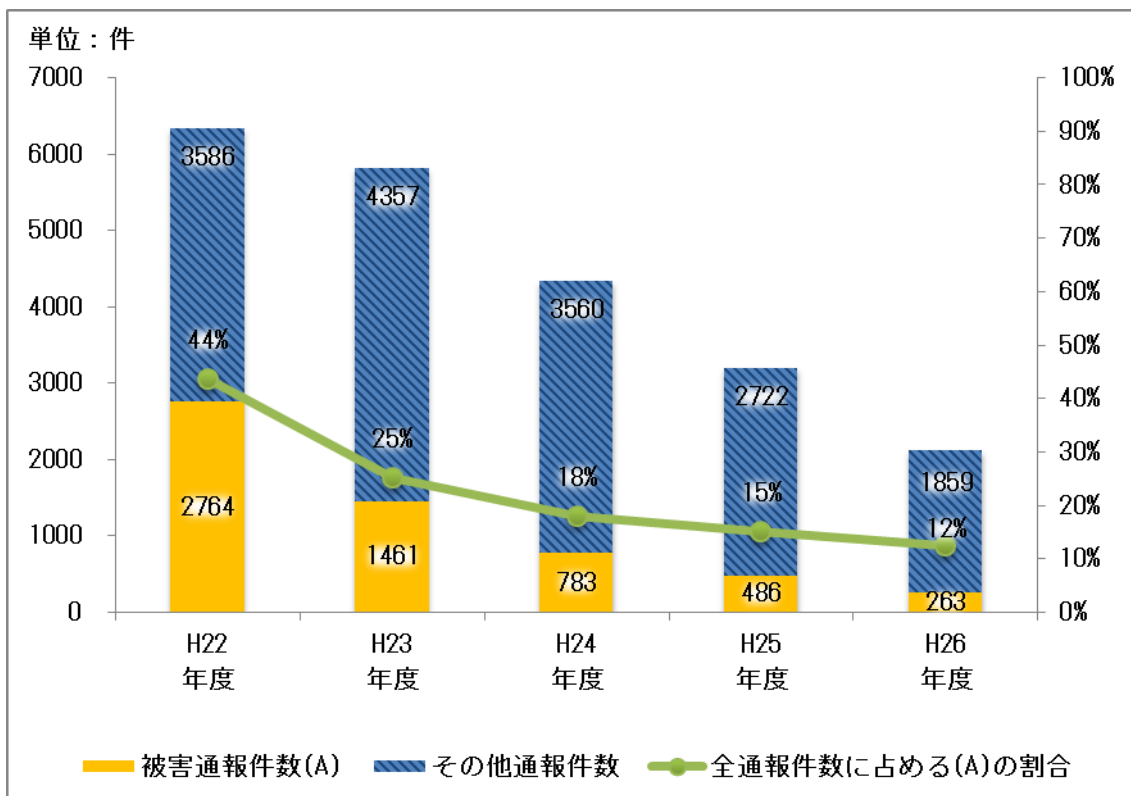
1. 有価証券別通報件数 (平成22年4月~平成27年3月)



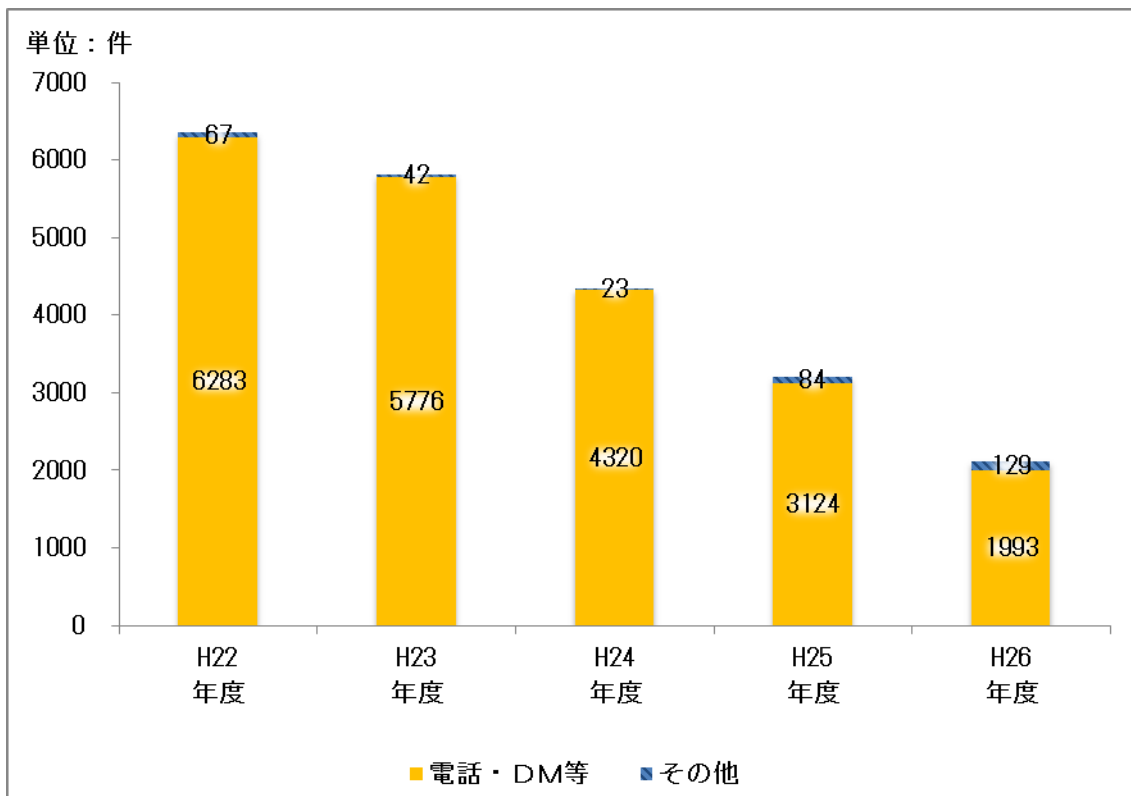
2. 有価証券別被害金額 (平成22年4月~平成27年3月)



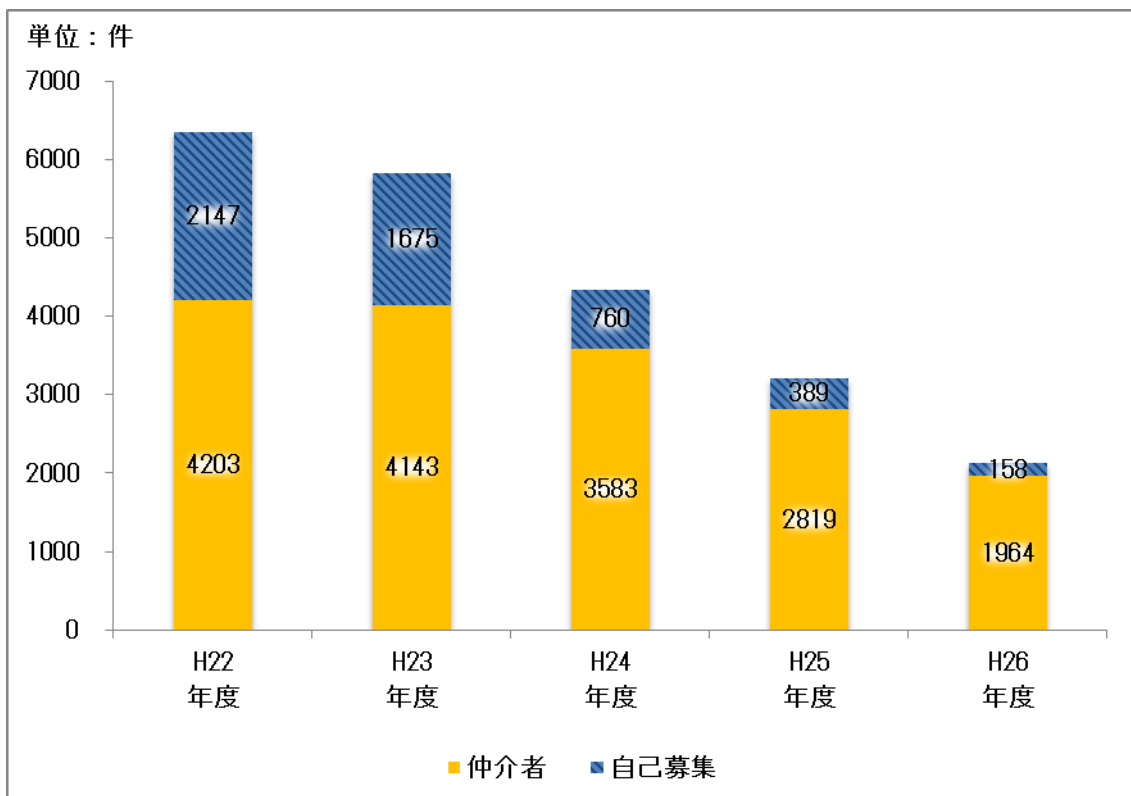
3. 全通報件数に占める被害通報件数（平成22年4月～平成27年3月）



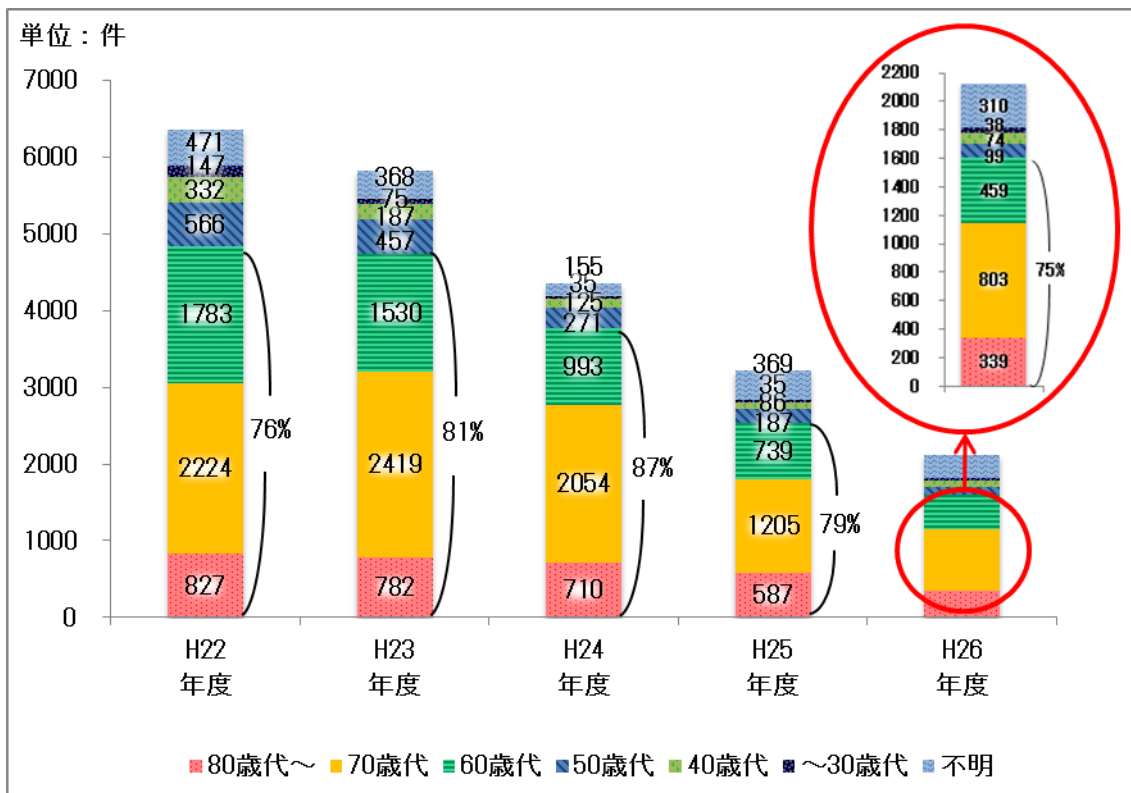
4. 勧誘手法（平成22年4月～平成27年3月）



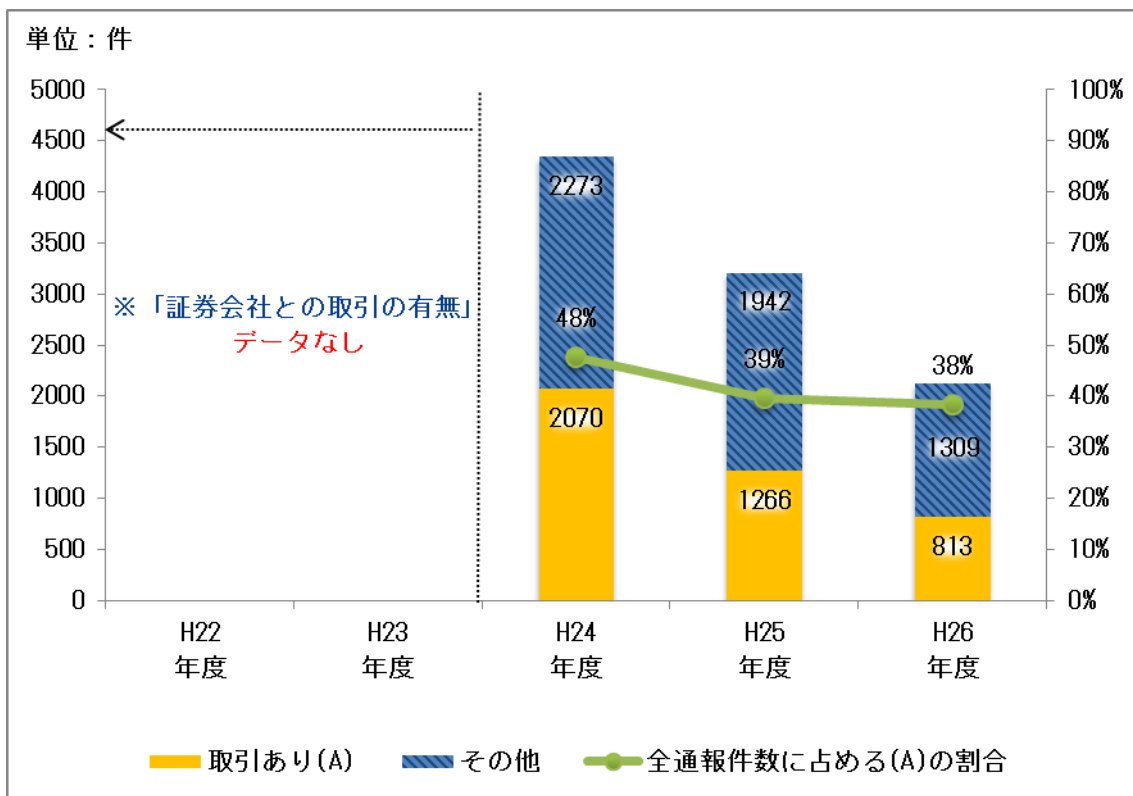
5. 通報件数と募集形態（平成22年4月～平成27年3月）



6. 年齢別通報件数と割合（平成22年4月～平成27年3月）

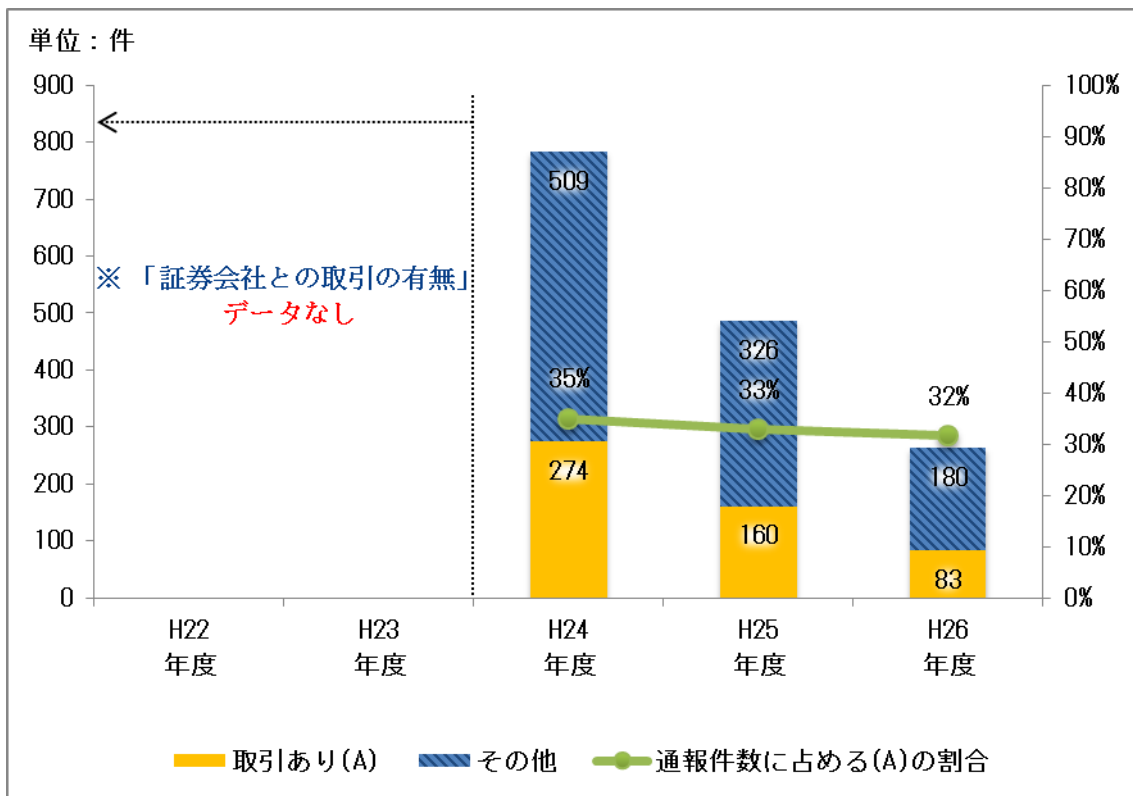


7. 「証券会社と取引のある方」からの通報件数（平成22年4月～平成27年3月）



8. 被害通報件数に占める「証券会社と取引のある方」からの被害通報件数

(平成22年4月～平成27年3月)



9. 都道府県別通報件数（平成23年4月～平成27年3月）

通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）	通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）
北海道	278	1.79	滋賀県	178	1.15
青森県	45	0.29	京都府	290	1.87
岩手県	59	0.38	大阪府	1169	7.55
宮城県	102	0.66	兵庫県	632	4.08
秋田県	26	0.17	奈良県	231	1.49
山形県	74	0.48	和歌山県	97	0.63
福島県	101	0.65	鳥取県	49	0.32
茨城県	328	2.12	島根県	63	0.41
栃木県	161	1.04	岡山県	421	2.72
群馬県	254	1.64	広島県	612	3.95
埼玉県	795	5.13	山口県	351	2.27
千葉県	999	6.45	徳島県	64	0.41
東京都	1722	11.12	香川県	155	1.00
神奈川県	1887	12.18	愛媛県	180	1.16
新潟県	298	1.92	高知県	71	0.46
富山県	64	0.41	福岡県	326	2.10
石川県	159	1.03	佐賀県	27	0.17
福井県	58	0.37	長崎県	50	0.32
山梨県	92	0.59	熊本県	156	1.01
長野県	376	2.43	大分県	64	0.41
岐阜県	316	2.04	宮崎県	63	0.41
静岡県	547	3.53	鹿児島県	118	0.76
愛知県	1161	7.49	沖縄県	25	0.16
三重県	196	1.27	不明	1	0.01

以 上